

一般国道 28 号（本州四国連絡道路（神戸・鳴
門ルート））等に関する協定

一般国道２８号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定の 一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本州四国連絡高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成１６年法律第９９号）第６条第１項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成１６年法律第１００号）第１３条第１項の規定に基づき、平成１８年３月３１日付けで締結した「一般国道２８号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙 1－2 を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道30号(本州四国連絡道路(児島・坂出ルート))(坂出北スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道30号
(本州四国連絡道路(児島・坂出ルート))

(2) 工事の箇所

香川県坂出市

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道瀬居坂出港線	香川県坂出市	立体接続	(仮称)坂出北スマートインター チェンジ

(4)工事予算

4, 845 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 29 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

5, 583 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	1,135百万円
H 1 9	4,509百万円
H 2 0	4,337百万円
H 2 1	5,665百万円
H 2 2	5,438百万円
H 2 3	4,197百万円
H 2 4	3,663百万円
H 2 5	8,767百万円
H 2 6	11,343百万円
H 2 7	12,181百万円
H 2 8	6,958百万円
H 2 9	8,621百万円
H 3 0	9,152百万円
R 1	7,016百万円
R 2	11,768百万円
R 3	7,725百万円
R 4	23,373百万円
R 5	17,228百万円
R 6	53,460百万円
R 7	12,225百万円
R 8	13,815百万円
R 9	9,748百万円
R 1 0	8,118百万円
R 1 1	7,484百万円
R 1 2	7,333百万円
R 1 3	6,997百万円
R 1 4	7,056百万円
R 1 5	6,994百万円
R 1 6	6,862百万円
R 1 7	6,785百万円
R 1 8	6,608百万円
R 1 9	6,439百万円
R 2 0	6,610百万円
R 2 1	6,459百万円
R 2 2	6,862百万円
R 2 3	6,829百万円
R 2 4	6,772百万円
R 2 5	6,399百万円
R 2 6	6,660百万円
R 2 7	6,285百万円
R 2 8	6,381百万円
R 2 9	6,597百万円
R 3 0	6,847百万円
R 3 1	6,561百万円
R 3 2	6,658百万円
R 3 3	7,260百万円
R 3 4	7,521百万円
R 3 5	7,724百万円
R 3 6	7,472百万円
R 3 7	7,659百万円
R 3 8	7,551百万円
R 3 9	7,428百万円
R 4 0	7,253百万円
R 4 1	7,509百万円
R 4 2	7,433百万円
R 4 3	7,355百万円
R 4 4	7,785百万円
R 4 5	8,006百万円
R 4 6	8,006百万円
R 4 7	8,006百万円
R 4 8	8,006百万円
R 4 9	8,006百万円
R 5 0	8,006百万円
R 5 1	8,006百万円
R 5 2	8,006百万円
R 5 3	7,808百万円

(注1) 平成18年度から令和5年度までは実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 4 を次のとおり改める。

別紙 4

(協定第6条第1項関連)
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	15,319百万円
---------	-----------

別紙5を次のとおり改める。

(協定第7条第1項関連)
(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

無利子貸付けの貸付計画

本州四国連絡高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

(消費税込み)

年度	無利子貸付計画額
H 2 9	6百万円
H 3 0	12百万円
R 1	25百万円
R 2	8百万円
R 3	302百万円
R 4	362百万円
R 5	503百万円
R 6	969百万円
R 7	40百万円
R 8	0百万円
R 9	0百万円
R 1 0	0百万円
R 1 1	0百万円
R 1 2	0百万円
R 1 3	0百万円
R 1 4	0百万円
R 1 5	0百万円
R 1 6	0百万円
R 1 7	0百万円
R 1 8	0百万円
R 1 9	0百万円
R 2 0	0百万円
R 2 1	0百万円
R 2 2	0百万円
R 2 3	0百万円
R 2 4	0百万円
R 2 5	0百万円
R 2 6	0百万円
R 2 7	0百万円
R 2 8	0百万円
R 2 9	0百万円
R 3 0	0百万円
R 3 1	0百万円
R 3 2	0百万円
R 3 3	0百万円
R 3 4	0百万円
R 3 5	0百万円
R 3 6	0百万円
R 3 7	0百万円
R 3 8	0百万円
R 3 9	0百万円
R 4 0	0百万円
R 4 1	0百万円
R 4 2	0百万円
R 4 3	0百万円
R 4 4	0百万円
R 4 5	0百万円
R 4 6	0百万円
R 4 7	0百万円
R 4 8	0百万円
R 4 9	0百万円
R 5 0	0百万円
R 5 1	0百万円
R 5 2	0百万円
R 5 3	0百万円

(注1) 平成29年度から令和5年度までは実績値を記載している。

別紙6を次のとおり改める。

(協定第9条第1項関連)
(機構法第13条第1項第8号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

本州四国連絡高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分		うち構造物等分	
				うち盛土・切土・のり面構築物等分	うち橋梁・トンネル等分
H 1 8	(58,545百万円) 60,704百万円	(2,489百万円) 2,597百万円	(47,289百万円) 49,340百万円	(4,629百万円) 4,830百万円	(42,660百万円) 44,510百万円
H 1 9	(57,759百万円) 60,308百万円	(2,450百万円) 2,577百万円	(46,542百万円) 48,964百万円	(4,556百万円) 4,793百万円	(41,986百万円) 44,171百万円
H 2 0	(54,980百万円) 56,415百万円	(2,311百万円) 2,382百万円	(43,902百万円) 45,266百万円	(4,298百万円) 4,431百万円	(39,604百万円) 40,835百万円
H 2 1	(37,795百万円) 37,631百万円	(1,451百万円) 1,443百万円	(27,577百万円) 27,421百万円	(2,700百万円) 2,685百万円	(24,877百万円) 24,736百万円
H 2 2	(37,196百万円) 38,520百万円	(1,421百万円) 1,473百万円	(27,008百万円) 27,978百万円	(2,644百万円) 2,739百万円	(24,364百万円) 25,239百万円
H 2 3	(37,523百万円) 45,129百万円	(1,572百万円) 1,990百万円	(27,087百万円) 34,275百万円	(2,093百万円) 2,649百万円	(24,994百万円) 31,626百万円
H 2 4	(40,644百万円) 48,011百万円	(1,777百万円) 2,181百万円	(30,655百万円) 37,618百万円	(2,367百万円) 2,904百万円	(28,288百万円) 34,714百万円
H 2 5	(39,461百万円) 48,943百万円	(1,712百万円) 2,232百万円	(29,537百万円) 38,499百万円	(2,280百万円) 2,972百万円	(27,257百万円) 35,521百万円
H 2 6	(46,375百万円) 47,677百万円	(2,073百万円) 2,144百万円	(35,812百万円) 37,043百万円	(2,762百万円) 2,857百万円	(33,050百万円) 34,186百万円
H 2 7	(44,210百万円) 49,086百万円	(1,954百万円) 2,218百万円	(33,734百万円) 38,346百万円	(2,594百万円) 2,946百万円	(31,140百万円) 35,400百万円
H 2 8	(44,264百万円) 48,948百万円	(1,957百万円) 2,209百万円	(33,841百万円) 38,219百万円	(2,600百万円) 2,934百万円	(31,241百万円) 35,285百万円
H 2 9	(43,834百万円) 49,927百万円	(1,917百万円) 2,254百万円	(33,171百万円) 38,927百万円	(2,546百万円) 2,988百万円	(30,625百万円) 35,939百万円
H 3 0	(45,753百万円) 50,104百万円	(2,025百万円) 2,263百万円	(34,967百万円) 39,161百万円	(2,684百万円) 3,000百万円	(32,283百万円) 36,161百万円
R 1	(45,167百万円) 51,606百万円	(1,993百万円) 2,330百万円	(34,494百万円) 40,375百万円	(2,643百万円) 3,087百万円	(31,851百万円) 37,288百万円
R 2	(45,485百万円) 38,939百万円	(1,994百万円) 1,630百万円	(34,550百万円) 28,303百万円	(2,642百万円) 2,163百万円	(31,908百万円) 26,140百万円
R 3	(37,685百万円) 41,395百万円	(1,565百万円) 1,766百万円	(27,114百万円) 30,680百万円	(2,073百万円) 2,345百万円	(25,041百万円) 28,335百万円
R 4	(32,904百万円) 48,392百万円	(1,325百万円) 2,163百万円	(23,011百万円) 37,577百万円	(1,759百万円) 2,872百万円	(21,252百万円) 34,705百万円
R 5	(29,488百万円) 50,651百万円	(1,160百万円) 2,177百万円	(20,147百万円) 38,290百万円	(1,540百万円) 2,907百万円	(18,607百万円) 35,383百万円
R 6	45,751百万円	1,977百万円	34,775百万円	2,640百万円	32,135百万円
R 7	47,470百万円	2,070百万円	36,401百万円	2,764百万円	33,637百万円
R 8	49,183百万円	2,162百万円	38,022百万円	2,887百万円	35,135百万円
R 9	49,192百万円	2,162百万円	38,031百万円	2,887百万円	35,144百万円
R 1 0	48,965百万円	2,150百万円	37,816百万円	2,871百万円	34,945百万円
R 1 1	48,848百万円	2,144百万円	37,705百万円	2,863百万円	34,842百万円
R 1 2	48,726百万円	2,137百万円	37,590百万円	2,854百万円	34,736百万円
R 1 3	48,619百万円	2,132百万円	37,488百万円	2,846百万円	34,642百万円
R 1 4	48,613百万円	2,131百万円	37,483百万円	2,846百万円	34,637百万円
R 1 5	48,504百万円	2,125百万円	37,380百万円	2,838百万円	34,542百万円
R 1 6	51,128百万円	2,267百万円	39,862百万円	3,027百万円	36,835百万円
R 1 7	50,792百万円	2,249百万円	39,544百万円	3,002百万円	36,542百万円
R 1 8	50,075百万円	2,210百万円	38,866百万円	2,951百万円	35,915百万円
R 1 9	49,435百万円	2,176百万円	38,260百万円	2,905百万円	35,355百万円
R 2 0	48,750百万円	2,139百万円	37,612百万円	2,856百万円	34,756百万円
R 2 1	48,493百万円	2,125百万円	37,369百万円	2,837百万円	34,532百万円
R 2 2	47,592百万円	2,076百万円	36,517百万円	2,773百万円	33,744百万円
R 2 3	47,134百万円	2,052百万円	36,083百万円	2,740百万円	33,343百万円
R 2 4	46,749百万円	2,031百万円	35,719百万円	2,712百万円	33,007百万円
R 2 5	46,553百万円	2,020百万円	35,534百万円	2,698百万円	32,836百万円
R 2 6	45,914百万円	1,986百万円	34,929百万円	2,652百万円	32,277百万円
R 2 7	45,404百万円	1,959百万円	34,446百万円	2,615百万円	31,831百万円
R 2 8	45,060百万円	1,940百万円	34,121百万円	2,591百万円	31,530百万円
R 2 9	44,807百万円	1,927百万円	33,881百万円	2,572百万円	31,309百万円
R 3 0	44,285百万円	1,898百万円	33,388百万円	2,535百万円	30,853百万円
R 3 1	43,505百万円	1,856百万円	32,650百万円	2,479百万円	30,171百万円
R 3 2	43,172百万円	1,839百万円	32,334百万円	2,455百万円	29,879百万円
R 3 3	42,895百万円	1,824百万円	32,072百万円	2,435百万円	29,637百万円
R 3 4	42,081百万円	1,780百万円	31,302百万円	2,377百万円	28,925百万円
R 3 5	41,410百万円	1,744百万円	30,667百万円	2,328百万円	28,339百万円
R 3 6	40,768百万円	1,709百万円	30,060百万円	2,282百万円	27,778百万円
R 3 7	40,253百万円	1,682百万円	29,572百万円	2,245百万円	27,327百万円
R 3 8	39,462百万円	1,639百万円	28,824百万円	2,188百万円	26,636百万円
R 3 9	38,808百万円	1,604百万円	28,205百万円	2,141百万円	26,064百万円
R 4 0	38,183百万円	1,570百万円	27,614百万円	2,097百万円	25,517百万円
R 4 1	37,715百万円	1,545百万円	27,171百万円	2,063百万円	25,108百万円
R 4 2	37,055百万円	1,509百万円	26,547百万円	2,016百万円	24,531百万円
R 4 3	36,596百万円	1,485百万円	26,112百万円	1,983百万円	24,129百万円
R 4 4	36,126百万円	1,459百万円	25,668百万円	1,949百万円	23,719百万円
R 4 5	35,790百万円	1,441百万円	25,350百万円	1,925百万円	23,425百万円
R 4 6	35,212百万円	1,410百万円	24,803百万円	1,883百万円	22,920百万円
R 4 7	34,777百万円	1,387百万円	24,391百万円	1,852百万円	22,539百万円
R 4 8	34,342百万円	1,363百万円	23,980百万円	1,821百万円	22,159百万円
R 4 9	34,046百万円	1,348百万円	23,699百万円	1,799百万円	21,900百万円
R 5 0	33,471百万円	1,317百万円	23,155百万円	1,758百万円	21,397百万円
R 5 1	33,036百万円	1,293百万円	22,744百万円	1,727百万円	21,017百万円
R 5 2	32,601百万円	1,270百万円	22,332百万円	1,696百万円	20,636百万円
R 5 3	24,264百万円	833百万円	14,654百万円	1,113百万円	13,541百万円

(注1) 平成18年度から令和5年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を記載している。

別紙 7 を次のとおり改める。

計画料金収入の額

本州四国連絡高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(75,422百万円) 78,335百万円
H 1 9	(75,021百万円) 78,320百万円
H 2 0	(72,084百万円) 74,240百万円
H 2 1	(54,982百万円) 54,268百万円
H 2 2	(54,506百万円) 56,375百万円
H 2 3	(53,810百万円) 61,954百万円
H 2 4	(56,893百万円) 64,828百万円
H 2 5	(55,949百万円) 65,990百万円
H 2 6	(62,880百万円) 64,811百万円
H 2 7	(61,476百万円) 66,967百万円
H 2 8	(62,345百万円) 67,652百万円
H 2 9	(61,974百万円) 68,686百万円
H 3 0	(64,069百万円) 69,060百万円
R 1	(63,889百万円) 70,967百万円
R 2	(64,498百万円) 57,307百万円
R 3	(57,536百万円) 61,822百万円
R 4	(53,541百万円) 69,564百万円
R 5	(51,091百万円) 72,765百万円
R 6	67,391百万円
R 7	67,213百万円
R 8	67,034百万円
R 9	66,855百万円
R 1 0	66,676百万円
R 1 1	66,498百万円
R 1 2	66,319百万円
R 1 3	66,140百万円
R 1 4	65,961百万円
R 1 5	65,783百万円
R 1 6	68,542百万円
R 1 7	68,134百万円
R 1 8	67,342百万円
R 1 9	66,715百万円
R 2 0	66,147百万円
R 2 1	65,726百万円
R 2 2	64,988百万円
R 2 3	64,398百万円
R 2 4	63,849百万円
R 2 5	63,451百万円
R 2 6	62,687百万円
R 2 7	62,168百万円
R 2 8	61,596百万円
R 2 9	61,243百万円
R 3 0	60,515百万円
R 3 1	60,013百万円
R 3 2	59,461百万円
R 3 3	59,119百万円
R 3 4	58,455百万円
R 3 5	57,931百万円
R 3 6	57,436百万円
R 3 7	57,067百万円
R 3 8	56,425百万円
R 3 9	55,918百万円
R 4 0	55,441百万円
R 4 1	55,130百万円
R 4 2	54,473百万円
R 4 3	54,020百万円
R 4 4	53,550百万円
R 4 5	53,213百万円
R 4 6	52,627百万円
R 4 7	52,185百万円
R 4 8	51,743百万円
R 4 9	51,443百万円
R 5 0	50,860百万円
R 5 1	50,419百万円
R 5 2	49,978百万円
R 5 3	48,449百万円

(注1) 平成18年度から令和5年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を記載している。

別紙特 1 を次のとおり改める。

別紙特1

(協定第4条第3項)

(機構法第13条第1項第3号、4号及び5号に定める協定記載事項)

特定更新等工事の内容及び工事に要する費用に係る 債務引受限度額

1. 先行特定更新等工事の内容

(1)機構法第 13 条第 1 項第 3 号に規定する先行特定更新等工事の路線名及び工事の区間

(イ)路線名	(ロ)工事の区間	
	起点	終点
一般国道28号(神戸・鳴門ルート)	兵庫県神戸市西区見津が丘(神戸西ICを含む)	徳島県鳴門市撫養町木津字原山(鳴門ICを含む)
一般国道30号(児島・坂出ルート)	岡山県都窪郡早島町早島字唐戸(早島ICを含む)	香川県坂出市川津町字中原(坂出ICを含む)
一般国道317号(尾道・今治ルート)	広島県尾道市高須町字オケ久保	広島県尾道市因島洲江町字深久保
	広島県尾道市瀬戸田町萩字宝仙原	愛媛県今治市宮窪町宮窪
	愛媛県今治市吉海町名	愛媛県今治市矢田字管ヶ谷

(2)工事内容

会社が行う高速道路の管理のうち、先行特定更新等工事で行う工事の内容及び債務引受限度額は、以下のとおり
・損傷、腐食その他の劣化等に対して構造物全体の修繕を実施するもの

区分	項目	工事概要	延長	工事予算	債務引受 限度額
橋梁修繕	床版	・橋梁の床版の補修、補強(高性能床版防水、電気化学的防食等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	10 キロメー トル	9,117 百万円	29,737 百万円
	桁	・橋梁の上部構造の補修、補強(表面被覆、電気化学的防食等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	8 キロメー トル	12,879 百万円	
土構造物修繕	盛土 切土	・土構造物(盛土、切土)の補修、補強(水抜ボーリング、砕石縦排水等)及びのり面排水施設の補修、補強(用排水溝、跳水防止対策等)等、土構造物全体の安定性を確保する対策 ・上記に付随する附属物の補修、取替え	66 箇所	5,179 百万円	

別紙特2を次のとおり改める。

(協定第5条第3項関連)
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る
債務引受限度額

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 2 7	96百万円
H 2 8	53百万円
H 2 9	54百万円
H 3 0	642百万円
R 1	2, 475百万円
R 2	1, 655百万円
R 3	2, 452百万円
R 4	40百万円
R 5	1, 589百万円
R 6	7, 704百万円
R 7	3, 504百万円
R 8	3, 154百万円
R 9	2, 395百万円
R 1 0	2, 114百万円
R 1 1	1, 810百万円

(注1) 平成27年度から令和5年度までは実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上、各々 1 通を保有する。

令和 6 年 8 月 2 8 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 高 松 勝

本州四国連絡高速道路株式会社
代表取締役社長 後 藤 政 郎